

ライフイベント		常勤職員(共済組合)	契約職員(社会保険又は共済組合)	使える制度・提出書類
結婚 	結婚休暇	結婚前5日～後1月間の連続する5暦日 <有給休暇>	結婚前5日～後1月間の連続する5暦日 <有給休暇>	特別休暇簿 氏名変更届・住居届 (人事・共済等事務手続き必要) 改姓届 (看護部用)
妊娠 	看護師長に口頭 で申し出る	上司は申し出を受けたら、今後のプランについて 本人と話し合う 他のスタッフにも、妊娠を伝え協力してもらう 妊娠後期に入ったら、仕事の申し送り、自分の物品整理 出産・育児に伴う書類の提出、保育園や協力者のリスト アップなど早めに準備しておく 産前休暇前に看護管理室と面談・・・看護部長、 総務担当副部長と本人で話し合い		妊娠証明書 を看護師長に提出(できれば妊娠3ヶ月までに出産予定日の入った証明書) 保健指導・健康診査を受けた時(特別休暇簿) ※1 職務専念義務免除 医師から以下の指導を受けた時申し出る(特別休暇簿) 要診断書又は母性健康管理指導事項連絡カード ① 通勤の混雑を避けるように指導を受けたとき ※1 ② 休憩について指導を受けたとき ※1 ③ 妊娠又は出産に関する諸症状の発生又は恐れがあると 指導を受けたとき 妊産婦の超過・休日勤務及び深夜勤務の免除 
出産 	看護管理室に 報告 産後休暇	出産予定日より8週間以内、多胎の場合14週 <有給休暇> 【共済】 1.共済掛金の免除(産前・産後)	出産予定日より8週間以内、多胎の場合14週 <有給休暇> 【社会保険】 1.保険料免除(産前・産後)	特別休暇簿 (産休前に本人が記載)、 出勤簿 の整理 産前休暇開始日から部署を看護管理室付けとする 掛金免除申出書(共済) 保険料免除申出書(社会保険) 特別休暇簿 出産を証明するもの (母子手帳の出生届出済証明書の写し) 出産費・家族出産費請求書(共済) 妻の出産に伴う男性職員の特別休暇、育児休業 ○配偶者出産休暇 1. 入退院の付添い 2. 出産時の付添い 3. 入院中の妻子の世話 4. 子の出生の届出 入院の日から産後2週間までの2日の範囲内 ○育児参加休暇 妻の出産に際し、育児参加のため、出産後1年を経過する日 までの期間に5日間の範囲内 なお、小学校就学前の子がいる場合には、出産予定の6週 間前から特別休暇が取得できる。 ○出生時育児休業(産後パパ育休) 子の出生日又は出生予定日のいずれか遅い方から起算して 8週間以内に4週間まで取得できる(2回までの分割取得可。 ただし、申請時にまとめて申請する必要がある)。

家族で子育てのサポート等について十分話し合いをする・行政のサポート等も調べておく WLBHP「仕事と家庭の両立支援情報」参照

ライフイベント		常勤職員(共済組合)	契約職員(社会保険又は共済組合)	使える制度・提出書類
育児休業 	1ヵ月前に 手続き (期間変更は 1回の育児休業 につき1回限り)	子が3歳になるまでの期間取得可(一子につき2回まで取得可) <無給> 【雇用保険制度】 育児休業給付金(育児休業中の収入補てん) 子が1歳になるまで 【共済】 1.共済掛金の免除 2.育児休業等終了時改定 3.平均標準報酬額の特例 4.育児休業手当金(雇用保険加入1年未満)	<無給> 【社会保険】 1.保険料免除 2.育児休業終了後の保険料改定 3.従前標準報酬月額みなおし措置	育児休業等申出書 (母子手帳・印鑑も必要) 原則、育児休業開始1ヶ月前に手続きを完了する 看護部長の承認(印)後、本人が総務課人事担当に提出 「育児休業取扱通知書」 により通知を受けた後 育児休業給付金申請書 提出 育児休業期間掛金免除申出書(共済) 育児休業期間保険料免除申出書(社会保険)
		利用する支援制度に関する書類の提出		
復職(復学)	保育時間休暇 看護休暇	<有給休暇> <有給休暇>	<有給休暇> <有給休暇>	特別休暇簿 (授乳・送迎等1日2回各30分、子が1歳になるまで) 特別休暇簿 (小学校就学前の子の看護・検診等、年5日の範囲) 就学前の子が2人以上の場合は年10日) 【学内の授乳・休憩室情報】 ♣女性職員休憩室…第二研究棟1階124室 ♣各部署の看護師休憩室
	育児短時間 勤務制度 1ヵ月前に 手続き (常勤フルタイム 勤務者のみ)	子が小学校就学前までの期間取得可 ①1週間5日勤務(19時間35分勤務) ②1週間5日勤務(24時間35分勤務) ③1週間3日勤務(23時間15分勤務) ④1週間3日勤務(19時間25分勤務) ⑤その他		育児短時間勤務承認請求書
	育児時間の措置 1)、2)子が小学校 就学前までの期間 3)3歳未満の子	1)1日を通して、勤務時間が5時間45分になるまでの 範囲内で30分単位での休業措置(6時間未満勤務者は除く) 2)始業時刻及び終業時刻を繰上げ又は繰り下げる措置 3)所定勤務時間外勤務をさせない措置		育児休業等申出書
	その他の制度 子が小学校 就学前まで	1)育児のための時間外勤務(月24h、年150hまで)の制限 1回につき1月以上1年以内の期間 2)育児のための深夜勤務(22:00~5:00)の免除 1回につき1月以上6月以内の期間		時間外勤務制限申請書 深夜勤務免除申請書 ※詳しくは大学ホームページで！ https://www.shimane-u.ac.jp/introduction/policies_and_initiatives/next_generation/next_gene_pamph/

